

## 鎌ヶ谷市自治会連合協議会表彰及び慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、鎌ヶ谷市自治会連合協議会（以下「自連協」という。）の行う表彰及び慶弔に関して必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当する者に対して、自連協がこれを行う。

- (1) 自連協の理事として、6年以上その職にあった者
- (2) 単位自治会長として、その職に8年以上ある者、又はあった者
- (3) その他特に賞揚するに当たると認められる業績のある者、又はあった者

(表彰の授与)

第3条 表彰は次の各号によって行う。

- (1) 前条の第1号、第2号に該当する者は表彰状と副賞の授与によってこれを行う。
- (2) 前条の第3号に該当する者は感謝状と副賞の授与によってこれを行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、総会のとき行う。ただし、会長において必要があると認める場合は、その都度これを行うことができる。

(選考及び決定)

第5条 本規程により表彰を要すると認められる者があるときは、地区自治会において表彰推せん調書（別記様式）を作成し、総務委員長に提出する。

2 総務委員長は提出された表彰推せん調書を総務委員会で取りまとめ、会長に提出しなければならない。

3 会長は、理事会に報告する。

(在職年数の計算)

第6条 第2条第1号、第2号の各号に該当する者の在職年数は、次の各号により決定する。

- (1) 在職年数は、就任の1月から起算して算定し、1月に満たない端数は1月とする。
- (2) 再就任した者の在職年数は、通算する。
- (3) 在職年数の基準日は、毎年3月1日とする。

(見舞金)

第7条 理事が病気等により2週間以上、入院した場合は、病気見舞金として5,000円を支給する。

2 理事が不慮の災害により、住居又は家財を罹災した場合は、災害見舞金として10,000円を支給する。

(弔意金)

第8条 理事及び監事、顧問が死亡したときは、遺族に対し弔慰金として10,000円を支給する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議を経て定める。

2 この規程は、毎年見直すこととする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。

## 表彰推せん調書

年 月 日

		自治会名		
表彰の種類	<input type="checkbox"/> 表彰状 <input type="checkbox"/> 感謝状			
ふりがな		生年月日	昭和	年 月 日 ( 歳)
氏名 又は 団体名				
住所		電話番号		
功労又は 善行の概要				
賞罰歴				
その他の 参考事項				
総務委員会 の意見	役員会 の意見	表彰の区分	表彰年月日	備考